

第6号様式別表5記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の2第1項第3号若しくは第4号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。）、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第27条の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の3第1項、第66条の13、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項、第68条の65第1項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）第18条の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和2年旧震災特例法」といいます。）第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人、政令第21条の2の3若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人又は都道府県内に恒久的施設を有する外国法人が課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 外国の事業に帰属する所得のある法人又は非課税等所得のある法人は、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付してください。
- (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつてはそれぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業と同項第3号又は第4号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号イに掲げる法人に限ります。）にあつては同項第1号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第3号又は第4号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第3号イに掲げる法人に限ります。）にあつてはそれぞれの事業に係る単年度損益の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この計算書を第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
3「 第1号 ・ 法第72条の2第1項第3号 ・ 第4号 に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
4「所得金額又は個別所得金額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の金額を記載します。 ただし、通算法人については、法人税の明細書（別表4付表）の9の欄の金額がある場合には、その金額を法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額に加算した金額を、連結申告法人について、法人税の明細書（別表4の2付表）の34の欄に記載された金額がある場合には、その金額を同明細書の42の欄の金額に加算した金額を記載します。	
5「損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額②」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表4）の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条又は令和2年旧法人税法第81条の7の規定によ	

	り納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には、記載する必要はありません。	
6「損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配時調整外国税相当額③」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表４）の34の欄の計算上損金の額に算入している分配時調整外国税相当額がある場合において、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表４の２付表）の42の欄の計算上損金の額に算入している分配時調整外国税相当額がある場合において、当該分配時調整外国税相当額を記載します。したがって、法人税法第41条の２又は令和２年旧法人税法第81条の８の２の規定により納付した分配時調整外国税相当額を損金の額に算入していない場合には、記載する必要はありません。	
7「損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額④」	法人税の明細書（別表12(1)）の５の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか少ない金額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に係る部分の金額に限ります。）を記載します。	
8「損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額⑤」	①の欄の金額の計算上損金の額に算入した外国法人税の額又は個別外国法人税の額を記載します。	
9「益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額⑥」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表４）の37の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表４の２付表）の44の欄の金額を記載します。	
10「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額⑦」及び「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額⑧」	法人税法第62条第２項又は第62条の５第２項の規定の適用を受ける法人が記載し、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表４）の38の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表４の２付表）の45の欄の金額を記載します。	
11「益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額⑨」	法人税の明細書（別表12(1)）の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の各欄の金額の合計額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載します。	
12「外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額⑩」	連結申告法人以外の法人にあっては⑤の欄の金額及び法人税の明細書（別表４）の30の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額（ただし、減額された外国法人税の額がある場合には、当該金額を減額した金額）を、連結申告法人にあっては⑤の欄の金額及び法人税の明細書（別表４の２付表）の38の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された個別外国法人税の額（ただし、減額された個別外国法人税の額がある場合には、当該金額を減額した金額）を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第１号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課された外国法人税の額を記載します。
13「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑪」	法第72条の24前段に規定する方法（区分計算）により事業税に係る所得計算をする法人が記載し、連結申告法人以外の法人にあっては⑤の欄の金額及び法人税の明細書（別表４）の30の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額（ただし、減額された外国法人税の額がある場合には、当該金額を減額した金額）を、連結申告法人にあっては⑤の欄の金額及び法人税の明細書（別表４の２付表）の38の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得に対して課された個別外国法人税の額（ただし、減額された個別外国法人税の額がある場合には、当該金額を減額した金額）を記載します。	
14「特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額⑫」	租税特別措置法第67条の14第１項又は第67条の15第１項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
15「特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額⑬」	租税特別措置法第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項又は令和２年旧措置法第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
16「外国の事業に帰属する所得⑯」	法第72条の24前段に規定する方法（区分計算）により事業税に係る所得計算をする場合には外国の事業に帰属する所得から当該所得に対して課された外国法人税の額（⑩の欄の金額）を減算した額を、同条後段に規定する方法（従業者数按分）によ	

	り事業税に係る所得計算をする場合には㉑の欄の金額を記載します。	
17「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額㉒」	第6号様式別表9の当期控除額の「計」の欄の金額を記載します。	法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合には、この欄は記載しないでください。
18「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉓」	法人税法第59条又は令和2年旧法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の㉑の欄、同表の㉒の欄又は第6号様式別表11の㉑の欄の金額を記載します。	法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合には、この欄は記載しないでください。
19「新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額㉔」	租税特別措置法第59条第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第59条第1項若しくは第2項若しくは第68条の62第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
20「農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額㉕」	租税特別措置法第61条の2第1項又は令和2年旧措置法第61条の2第1項若しくは第68条の64第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
21「農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額㉖」	租税特別措置法第61条の3第1項又は令和2年旧措置法第61条の3第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
22「関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額㉗」	租税特別措置法第57条の7第1項又は令和2年旧措置法第57条の7第1項若しくは第68条の57第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
23「中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額㉘」	租税特別措置法第57条の7の2第1項又は令和2年旧措置法第57条の7の2第1項若しくは第68条の57の2第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
24「再投資等準備金積立額の損金算入額㉙」	震災特例法第18条の3第1項又は令和2年旧震災特例法第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
25「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額㉚」及び「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額㉛」	租税特別措置法第66条の13又は令和2年旧措置法第68条の98の規定の適用を受ける法人が記載します。	
26「非課税所得の区分計算」(㉜から㉞までの各欄)	外国の事業に帰属する所得及び鉱物の掘採事業の所得の区分計算のできない法人が記載します。	
27「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㉟」及び「期末の総従業者数㊱」	(1) 従業者の数は、当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。 ＊ 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載します。 (2) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業者の数を除いた人数を記載	(1) 法第72条の24前段に規定する方法（区分計算）により事業税に係る所得計算をする法人は記載する必要がありません。 (2) (4)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

	します。 (3) 非課税事業を併せて行う法人にあっては、非課税事業に係る従業者の数を含む人数を記載します。 (4) 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じです。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいいます。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、⑳の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉑の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。	
28「外国から生ずる事業所得㉑」	1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、㉑の欄に転記します。	
29「鉱物の掘採事業の所得」（㉒から㉔までの各欄）	㉒の欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、㉒の欄に転記します。	㉒から㉔までの各欄は、鉱物の掘採事業の所得を区分計算する法人は記載する必要がありません。